

2019年4月1日から2021年3月31日までの間の建設工事等一般競争入札参加者及び指名競争入札参加者の資格等

地方独立行政法人さんむ医療センター（以下「病院」という。）の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、物品の購入又は役務の提供に関する契約に係る2019年4月1日から2021年3月31日までの間の一般競争入札及び指名競争入札（以下「入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請時期及び申請方法等について、次のとおり公示します。

2019年1月15日

地方独立行政法人さんむ医療センター

理事長 坂本 昭雄

第1 入札に参加することができる者

入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。

- (1) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
- (2) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者。

ア 契約の履行にあたり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 公正な競争の執行を妨げた者又は価格を害し若しくは不正の利益を得るために他の者と連合した者

- ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 監督又は検査の実施にあたり法人の職員（法人の委任を受けた者を含む。）の職務を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理に、支配人その他使用人として使用した者
- (3) 建設業にあつては、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項の規定による許可を受けていない者、同法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者及び同法 27 条の 29 第 1 項の規定による総合評定値の通知を受けていない者。
- (4) 測量業法にあつては、測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 55 条第 1 項の規定による登録を受けていない者。
- (5) 建築設計業（建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 3 条又は第 3 条の 2 の規定により一級建築士及び二級建築士以外の者の行うことができる設計又は工事監理を除く）にあつては、同法第 23 条第 1 項の規定による登録を受けていない者。
- (6) 不動産鑑定業にあつては、不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）第 22 条第 1 項の規定による登録を受けていない者。
- (7) 法令等による許可等が必要な業務にあつては、当該許可等を有していない者

第 2 資格審査の基準日

資格審査の基準日（以下「審査基準日」という。）は、資格審査の申請日とする。

第 3 入札参加資格審査申請書及び添付書類

資格審査を受けようとする者は、次の申請区分ごとに関係書類を揃え、申請しなければならない。

申請区分 添付書類	工事業者	測 量 等 業 者	物品業者	委託業者
入札参加資格申請書（別記第 1 号様式）	○	○	○	○
営業所一覧表（別記第 2 号様式）	○	○	○	○
工事経歴書（別記第 3 号様式）	○			
主要取引金融機関名（別記第 4 号様式）	○			
建設資材及び物品その他納入経歴書（別記第 5 号様式）			○	
経営規模等総括表（別記第 6 号様式）		○		
測量等実績調書（別記第 7 号様式）		○		
業務委託等実績調書（別記第 8 号様式）				○
技術者経歴書（別記第 9 号様式）	○	○		
許可証明書又は許可通知書の写し	○	○	○	○
登録証明書の写し			○	
経営規模等評価通知書・総合評定通知書の写し	○			
納税証明書の写し	○	○	○	○
法人登記事項証明書又は身分証明書	○	○	○	○
財務諸表		○	○	○
印鑑証明書	○	○	○	○
建設業退職金共済組合加入証明書	○			
建設業労働者災害防止協会加入証明書の写し	○			
委任状（別記第 1 0 号様式）（2 部）	○	○	○	○
誓約書（別記第 1 1 号様式）	○	○	○	○

使用印鑑届（別記第12号様式）	○	○	○	○
承諾書（別記第13号様式）	○	○	○	○
さんむ医療センター入札参加資格総括表（別記第14号様式）	○	○	○	○
国際標準化機構のマネジメントシステムに係る登録証の写し	○	○	○	○

備考

- 1 工事経歴書は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の事業年度のものとする。
- 2 日本国内に営業所を置かない者が申請する場合は、納税証明書の写し、法人登記事項証明書又は身分証明書及び印鑑証明書の添付を省略することができる。
- 3 建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）、地質調査業者登録規程（昭和52年建設省告示第718号）及び補償コンサルタント登録規程（昭和59年建設省告示1341号）により登録された者が当該規程による現況報告書の写しを添付して申請する場合は、測量等実績調書及び技術者経歴書を省略することができる。
- 4 登録証明書の写しは、測量法及び建築士法に基づき登録をうけている者並びに建設コンサルタント登録規程、地質調査業者登録規程及び補償コンサルタント登録規程により登録を受けている者が提出するものとする。ただし、当該登録を受けていることを証明することができる他の書面をもってこれに代えることができる。
- 5 経営規模等評価通知書及び総合評定値通知書の写しは、審査基準日の直前に受けた申請に係る経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書（建設業法施行規則の一部を改正する省令（平成20年国土交通省令第3号）による改正後の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第25号の12によるもの）に限

る。)の写しとする。

6 納税証明書の写しは、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の事業年度の決算に係るもので、次の区分によるものとする。

(1) 東金市、山武市、九十九里町、芝山町（以下「関係地方公共団体」という。）

内に契約行為を行う営業所等を有する者については、法人税（個人の場合は、申告所得税）、消費税及び地方消費税、契約行為を行う営業所等が所在する関係地方公共団体に関するすべての市町税に関する納税証明書とする。

(2) 関係地方公共団体内に契約行為を行う営業所等を有しないが、県内に契約行為を行う営業所等（本社を含む。）を有する者にあつては、契約行為を行う営業所等の法人税（個人の場合は、申告所得税）、消費税及び地方消費税、法人県民税、法人事業税の納税証明書とする。

(3) 県外の営業所等（本社を含む。）で契約行為を行うものにあつては、法人税（個人の場合は、申告所得税）、地方税及び地方消費税の納税証明書とする。

7 法人登記事項証明書は、法人又は支配人登記をしている個人の場合に必要であり、それ以外の個人にあつては、身分証明書とする。

8 財務諸表は、審査基準日直前の確定申告を終えた決算2か年の事業年度のものとする。

9 印鑑証明書は、法人にあつては代表者のものとする。

10 建設業退職金共済組合加入履行証明書及び建設業労働災害防止協会加入証明書の写しは、当該組合等に加入している者のみ提出するものとする。

11 委任条は、代理人に期間を定めて入札等の権限を委任する場合のみ提出するものとする。

12 使用印鑑届は、登録していない印鑑（法人にあつては、登記していない印鑑）を

病院との契約等において専ら使用することを希望する者のみ提出するものとする。

- 13 各証明書又は証明書の写しは、申請日以前3か月以内に発行されたもの又は発行されたものの写しとする。

第4 資格審査の時期

- (1) 資格審査の申請は、2019年2月1日から2019年3月20日までの期間内において、入札参加資格審査申請提出要領により申請区分に応じ、指定した期間内に行われなければならない。
- (2) 理事長が特に必要があると認めた者は、(1)の規定にかかわらず、資格審査の申請をすることができる。

第5 資格審査

- (1) 資格審査は、提出された入札参加資格申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について次に掲げる項目ごとに行うものとする。
- ア 金銭的信用
 - イ 契約履行に関する誠実性
- (2) 建設工事の契約にかかる入札に参加しようとする者の資格審査については、前項のほか、施工能力について、次に掲げる項目ごとに行うものとする。この場合において、(1)の客観的事項については、建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査の結果に基づいて行うものとする。
- ア 客観的事項（建設業法第27条の23第3項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目）
 - イ 主観的事項
 - ① 工事成績
 - ② 労働福祉の状況

第6 資格の有効期間

- (1) 管理者、第5に定める資格審査の結果、入札参加資格者と認められた者（以下「入札参加資格者」という。）を申請区分に応じ、次の表の申請時期に従い、同表中欄に定める 地方独立行政法人さんむ医療センター建設工事等入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載するものとし、当該資格の有効期間はそれぞれ登載の日から同表下欄に掲げる期間とする。ただし、有効期間の短縮又は延長が必要な場合は、別に公告する。

申請期間	資格者名簿に登載する日	有効期間
第4の(1)に定める申請	2019年4月1日	24か月
第4の(2)に定める申請	理事長が指定する日	理事長が指定する期間

第7 資格審査の結果の通知等

- (1) 資格審査の結果の通知については、「資格審査結果通知書」により通知（郵送）する。
- (2) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有しないと認められた者については、当該資格審査の結果を文書により通知するものとする。
- (3) 資格審査の結果について、異義のある者は、当該資格審査の結果の通知を受けた日から30日以内に入札参加資格審査再審査申請書（別記第15号様式）を提出しなければならない。
- (4) 資格者名簿は、非公表とする。

第8 事業協同組合等（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和4

1年法律第97号)第2条第1項第4号に規定する組合をいう。以下同じ。)の特例

(1) 事業協同組合等に係る資格審査の申請は、第三に定める書類のほか次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

ア 役員名簿

イ 組合員名簿

ウ 適格組合(事業協同組合等のうち中小企業庁の官公需適格組合の証明を受けているものをいう。以下同じ。)にあっては、これを証する書類

(2) 建設業者に係る適格組合(協業組合を除く。)が、組合員のうち任意に選択した10以内の組合員(以下「選択組合員」という。)に係る第三に定める書類を提出した場合にあっては、当該適格組合の施工能力に関する審査は、工事種別年間平均完成工事高、自己資本額、職員数及び技術職員数については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の合計値により、その他の項目については当該適格組合に係る数値及び選択組合員に係る数値の平均値により行うものとする。

第9 共同企業体の特例

特定の建設工事の施工を目的として結成される共同企業体及び中小事業者等が継続的な協業関係の確保を目的として結成する共同企業体の資格審査及び申請方法等については、別に理事長が定めるものとする。

第10 変更等の届出

入札参加資格者は、その資格の有効期間中に入札に参加できる資格に係る営業を廃止し、若しくは休止し、又は次の表に掲げる事項について変更を生じたときは、直ちに入札参加資格申請書記載事項変更届(別記第16号様式)にその事実を証する書類を添付し提出しなければならない。

変更事項	添付書類
許可番号（一般・特定の許可区分の変更を含む。）	許可証明書又は許可通知書の写し
登録番号	登録証明書
商号又は名称	法人登記事項証明書又は身分証明書並びに資格審査申請の際に委任条及び誓約書を提出しているものにあつては、委任状（２部）及び誓約書
主たる営業所の所在地	登記事項であればその証明書並びに資格審査申請の際に委任条及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（２部）及び誓約書
指名通知等を受ける事務所の名称又は所在地	登記事項であればその証明書
法人にあつては、代表者	登記事項証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（２部）及び誓約書
登録している印鑑（法人にあつては、登録している印鑑）	印鑑証明書並びに資格審査申請の際に委任状及び誓約書を提出している者にあつては、委任状（２部）及び誓約書
指名通知等を受ける事務所の電話番号	
代理人に係る事項	委任状（２部）
使用印鑑	使用印鑑届

備考

- 1 日本国内に営業所を置かない者が変更届を提出する場合は、添付書類のうち法人登記事項証明書及び印鑑証明書を省略することができる。

- 2 入札参加資格審査申請書記載事項変更届の提出は、持参又は郵送により行うことができる。ただし、この場合は、返信されるべきあて先を記入し、返信に必要な切手を貼り付けた返信用封筒を同封すること。

第11 入札参加資格の承継

- (1) 入札参加資格者から入札に参加できる資格に係る営業の一切を承継した者又は入札参加資格者の死亡により当該営業の一切を相続した者で入札に参加しようとするもの（以下「承継人」という。）は、入札参加資格承継審査申請書（別記第17号様式）に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

ア 当該営業の一切を承継したことを証する書類

イ 承継人の当該営業に係る許可証明書又は登録証明書

- (2) (1)の定めによる申請があったときは、管理者は当該申請の内容について審査し、
適当と認められるときは、資格者名簿に登載するものとする。

第12 入札参加資格の取消し

- (1) 入札資格者が次のいずれかに該当するときは、その者の資格を取り消すものとする。

ア 第一の一から七までのいずれかに該当することとなったとき。

イ 入札参加資格審査申請書及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載したとき。

ウ 資格に係る営業を廃止し、又は長期間にわたり休止したとき。

エ 金銭的信用を著しく欠くと認められるとき。

- (2) 第10の定めによる変更の届出をする必要があるにもかかわらず、変更の届出をしないときは、管理者は、その者の資格を取り消すことができるものとする。

- (3) (1)及び(2)の定めにより入札参加資格の取消しを行ったときは、その者を資格者名簿から抹消するものとする。

- (4) 入札参加資格の取消しを受けた者は、2019年度において再び資格認定をうけるこ

とはできないものとする。また、2020年度以降についても、その取消しに係る審査申請の日から24か月を経過する日までは、資格の認定を受けることができないものとする。

第13 入札参加資格の停止

(1) 入札参加資格者が次に掲げるいずれかの場合に該当するときは、当該場合の区分に応じそれぞれ次に掲げる期間、その者の資格を停止するものとする。

ア 不渡手形又は不渡小切手を出した場合 当該不渡手形又は不渡小切手を出した日から六か月が経過する日まで

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の更生手続開始の決定が行われる日まで

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てが行われた場合 同法に基づく裁判所の再生手続開始の決定が行われる日まで

(2) (1)の定めにより入札参加資格の停止を行ったときは、管理者はその旨を当該入札参加資格者に理由を付して通知するものとする。

第14 この公告に関する問い合わせ先

地方独立行政法人さんむ医療センター

総務課 電話 0475-82-2521（代表）